

大垣 税 務 署 ☎ 78・4101

確定申告のご案内

大垣税務署の確定申告会場は次のとおりとなります。

期 間

2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日を除く)

午前9時～午後5時

※受付終了は午後4時

場 所

大垣市民会館3階大会議室
(大垣市新田町1-2)

※混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

大垣税務署での申告相談は 電話による「事前予約」で

税務署での所得税及び復興特別所得税の申告相談は、電話による「事前予約」をされた方を対象に行っております。(2月16日(金)～3月15日(木)の期間は税務署では行いません) 予約状況によって、お受けできない場合もあります。

詳しくは、大垣税務署個人課税第一部門(☎0584・78・4101 音声案内にしたがって「2」を選択)にお問い合わせください。

税理士による無料税務 相談所について

期 間

2月16日(金)～26日(月)
(土・日を除く)

(1) 午前9時30分～正午

※受付終了は午前11時

(2) 午後1時～4時

※受付終了は午後3時30分

場 所

イオンタウン大垣イースト棟
2階コミュニティーホール
(大垣市三塚町丹瀬463番地1)

※相談対象者は、小規模事業者、給与所得者及び年金受給者で、内容によってはご相談に応じることができない場合もあります。

申告書に代えて「確定申告の お知らせ」が送付されます

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を、税理士による無料相談所、市役所(役場)申告会場及び青色申告会の相談会場にて書面で提出された方には、平成29年分の確定申告から申告書用紙は送付されません。申告書用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」(はがきまたは通知書)が送付されますので、各申告会場にお越しの際はご持参ください。

申告書等への個人番号 (マイナンバー)の記載

申告書や申請書等に「個人番号の記載」が、提出する際に「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

<本人確認書類について>

- ・個人番号カードのある方
個人番号カードの両面の写し
 - ・個人番号カードのない方
 - (1) 番号確認書類(ご本人の個人番号を確認できる書類)
通知カード、住民票の写し(個人番号の記載のあるもの)など。
 - (2) 身元確認書類(記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類)
運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳など。
- ※ e-Tax で送信される場合は、「本人確認書類の提示又は写し」の提出は不要です。

住宅借入金等特別控除に関する 確定申告説明会について

10年以上の住宅ローン等を利用して住宅(認定長期優良住宅を含む)等を取得した方や住宅の増改築をした方、または住宅ローン等を利用せず認定長期優良住宅を取得した方(平成29年中に入居した方)

日 時

2月13日(火)～15日(木)

午前9時15分～正午

午後1時～4時

※受付終了は午後3時30分

※安八町指定日は、書類に記載された日時をご確認ください

場 所

大垣市民会館(3階大会議室)

必要書類

- (1) 土地・家屋の登記事項証明書
- (2) 契約書等取得金額の分かる書類の写し
- (3) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- (4) 源泉徴収票(原本)
- (5) 申告者の預貯金の口座番号がわかるもの
- (6) 認印
- (7) 筆記用具(計算機)
- (8) マイナンバーカード(個人番号カード)
マイナンバーカードをお持ちでない方は、ご本人の個人番号を確認できる書類(通知カード等)及び個人番号の持ち主であることが確認できる書類(運転免許証等)

認定長期優良住宅等を取得した方は(1)～(8)に加えて

- (9) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し
 - (10) 住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書等
- ※27年以前の入居の方は、上記持ち物のほか、住民票の写しが必要となります。

所得税等の申告・納付期限について

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納付の期限
3月15日(木)
- ・消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告と納付の期限
4月2日(月)

- ・申告所得税及び復興特別所得税の振替納付日
4月20日(金)
- ・消費税及び地方消費税の振替納付日
4月25日(水)